

（５）介護に関する制度

１．介護保険制度

- 65 歳以上の方で介護が必要となった方や、40 歳から 64 歳までの方で末期がん等と診断され介護が必要な方は介護保険サービスが申請により利用できます。
- 要介護認定等を受けた方の必要に応じて、所得の状況により 1～3 割（40～64 歳の第 2 号被保険者は 1 割）の自己負担により、介護サービスを受けることができます。

【手続き】各市町村介護保険担当課、地域包括支援センター

２．介護休業制度

- 労働者（一定の範囲の期間雇用者も対象となります）は、申し出ることにより、要介護状態にある対象家族 1 人につき、常時介護を必要とする状態ごとに 3 回の介護休業をすることができます。
- 期間は対象家族 1 人につき、通算して（延べ）93 日までです。

【手続き】勤務先の担当部署